

議案第11号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和8年3月25日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 原 田 憲 一

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>部長、教育監</u>、課長、室長、<u>図書館長</u>及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、<u>まちなか図書館長、美術博物館長、二川宿本陣資料館長及び文化財センター所長</u>の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>（6）～（19） （略）</p> <p>（教育長、部長、<u>教育監</u>及び課長等の共通専決事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 部長、<u>教育監</u>及び課長等の専決事項</p>	<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 部長、課長、室長、<u>美術博物館長</u>及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、<u>美術博物館副館長、文化財センター所長</u>及び二川宿本陣資料館長の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>（6）～（19） （略）</p> <p>（教育長、部長及び課長等の共通専決事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 部長及び課長等の専決事項は、豊橋市</p>

は、豊橋市決裁規程（昭和43年豊橋市訓令第4号）第5条の例による。

別表第1（第6条関係）

専決事項	部長	教 育 監	課長
教育部教育政策課に属する事項			
(1) 職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の扶養親族届、通勤届、単身赴任届及び住居届の認定に関する事			○
(2) 所得税の徴収納付に関する事			○
(3) 時間外勤務及び休日勤務の計画の承認に関する事	○		
(4) 職員の分限（病気休職に限る。）に関する事	所 属 職 員		
(5) 職員の職務に専念する義務の免除に関する事	教 育 監	課 長	そ の 他 職 員
(6) 育児休業、部分休業及び子育て部分休暇の承認に関する事	教 育 監	課 長	そ の 他 職 員

決裁規程（昭和43年豊橋市訓令第4号）第5条の例による。

別表第1（第6条関係）

専決事項	部長	課長
教育部教育政策課に属する事項		
(1) 職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の扶養親族届、通勤届、単身赴任届及び住居届の認定に関する事		○
(2) 所得税の徴収納付に関する事		○
(3) 時間外勤務及び休日勤務の計画の承認に関する事	○	
(4) 職員の分限（病気休職に限る。）に関する事	所 属 職 員	
(5) 職員の職務に専念する義務の免除に関する事	課 長	そ の 他 職 員
(6) 育児休業、部分休業及び子育て部分休暇の承認に関する事	課 長	そ の 他 職 員

こと。			(会計年度任用職員を除く。)	こと。		(会計年度任用職員を除く。)
(7) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認等に関すること。	<u>教</u> <u>育</u> <u>監</u>	<u>課</u> <u>長</u>	その他職員 (会計年度任用職員を除く。)	(7) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認等に関すること。	<u>課長</u>	その他職員 (会計年度任用職員を除く。)
(8) 病気休暇の承認に関すること。	<u>教</u> <u>育</u> <u>監</u>	<u>課</u> <u>長</u>	その他職員 (非常勤職員を除く。)	(8) 病気休暇の承認に関すること。	<u>課長</u>	その他職員 (非常勤職員を除く。)
(9) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に関すること。	<u>教</u> <u>育</u> <u>監</u>	<u>課</u> <u>長</u>	その他職員 (会計年度任	(9) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に関すること。	<u>課長</u>	その他職員 (会計年度任

		用職 員を 除 く。)			用職 員を 除 く。)
(10) 年次有給休暇の 繰越し確認に関する こと。		○	(10) 年次有給休暇の 繰越し確認に関する こと。		○
(11) 職員の公務災害 補償の認定手続に関 すること。		○	(11) 職員の公務災害 補償の認定手続に関 すること。		○
(12) 工事の施工申請 及びしゅん工報告の 受理に関すること。		○	(12) 工事の施工申請 及びしゅん工報告の 受理に関すること。		○
備考 1～4 (略) 5 <u>豊橋市教育委員会事務局処務規 則(平成11年豊橋市教育委員会規則 第1号)第6条第2項に規定する教 育監が所管する課の事務以外の課 等(同規則第2条に規定する課等を いう。)の事務に係る教育監専決事 項については、部長がこれを専決す るものとする。</u>			備考 1～4 (略)		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。